ご遺族の方へ

八街市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンで市役所にて必要な手続きが簡単に抽出できます。冊子と合わせてご活用ください。

https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12230





ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

八街市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、

一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

八街市役所 043-443-1111(代表)

もくじ

1.	死亡届について	p.5
2.	住民票について	p.6
3.	国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方	p.7
4.	葬祭費について	p.7
5.	年金の手続きについて	p.8
6.	介護保険について	p.9
7.	65歳以上のみの世帯になった方	p.9
8.	障がい福祉の手続きについて	p.10
9.	亡くなられた方に児童がいる場合	p.11
10.	税の手続きについて	p.12
11.	農地を所有している方が亡くなられたとき	p.13
12.	亡くなられた方のお住まいについて	p.14
13.	八街市内の住宅にお住まいで亡くなられた方の遺品整理について	p.15
14.	上下水道をご利用の方へ	p.17
15.	図書館をご利用されていた方	p.18
16.	広報やちまた等を郵送で購読されていた方	p.18
17.	お問い合わせ窓口一覧	p.19
18	その他の主な手続き	p.23

チェックシート

故人について当てはまる情報に√点をつけてください。 「はい」に√点がついた項目は、該当ページでご確認ください。

	確認事項(故人について)	チェック	該当 ページ	
介護保険	65歳以上の方でしたか?	はい いいえ	p.9	
	40~ 64歳で要介護認定を受けていましたか?	はい いいえ	P.>	
障がい福祉	障害者手帳をお持ちでしたか?	はい いいえ	p.10	
	子ども医療費助成の受給券をお持ちでしたか?	はい いいえ		
子育て	児童手当を受けているご家庭でしたか?	はい いいえ	p.11	
	ひとり親家庭等医療費助成受給券をお持ちでしたか?	はい いいえ		
	亡くなられた前年に所得はありましたか?	はい いいえ	n 12	
税金	市内に固定資産(土地、家屋等)を所有していますか?	はい いいえ	p.12	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	はいいいた	p.13	
その	農地の名義人でしたか?	はい いいえ	p.13	
の他	不動産等の名義人でしたか?	はい いいえ	p.14	

おくやみ手続きナビのご案内

八街市では遺族の負担軽減を考え、 おくやみ手続きナビも作成しております。

約60種類以上ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きを抽出できるナビゲーションツールです。 ぜひご活用ください。 おくやみ 手続きナビは こちらから



質問に答える



		3カ月以内	4カ月以内
	葬儀・法要	○ 納骨 ○ 初七日 ○ 通夜·葬儀·告別式 ○ 葬儀·法要の連絡・調整	
	届出・手続き	○相続放棄・限定承認 ○相続人の調査・確定 ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○公共料金等の手続き ○公共料金等の手続き ○年金関係の手続き	
28			○所得税の準確

税金

10カ月以内	1年以内
	〇一周忌
○遺産分割協議	○遺留分侵害額請求
○相続税の申告・納付	

八街市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、 19ページから窓口一覧を 掲載しています。

〈次ページ~〉

必要な手続きの 詳細について

〈19ページ~〉

必要な手続きの 窓口一覧

〈23ページ~〉

八街市以外で 必要な手続きの 窓口一覧

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。 戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、 亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
- ·同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人 (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です。)

◇必要なもの

・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

◇八街市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】 市役所第1庁舎1階 市民課

【休日·祝日(8:30~17:00)】 市役所第1庁舎1階 受付

【夜間】

八街市役所敷地内第4庁舎 夜間窓口

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日~10日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね14日~1カ月
- ※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。
- ※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡まで の連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

2. 住民票について ※亡くなられた方が八街市に住民登録がある場合

◇世帯主変更

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が 送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

市役所では世帯主が死亡により変更が生じる場合、死亡届出人、住民票の次位に記載されている方等を世帯主にします。世帯主変更を希望される方は手続きが必要となります。

・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方(本人確認書類を持参ください。)

◇マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カード

番号制度の対象手続きでマイナンバー(個人番号)が必要となる場合がありますので、マイナンバーカード・通知カードはその手続きが済んでから廃棄していただくか、返納してください。亡くなられた方の住民基本台帳カードは無効となります。返還をご希望の方は、窓口までお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 第1庁舎1階 1番窓口 ☎ 043-443-1120

3. 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方

「八街市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療保険に加入され、 八街市から資格確認書等の交付を受けていた方」が亡くなられたときは資格喪失の手続 きをしてください。

◇届出に必要なもの

・19ページの「17.お問い合わせ窓口一覧」をご確認ださい。

4. 葬祭費について

「八街市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療保険に加入され、八街市から資格確認書等の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの

- 1. 亡くなられた方の資格確認書等(お持ちの場合のみ)
- 2. 葬祭を行ったこと、喪主を確認できるもの(葬儀の領収証、会葬礼状)
- 3. 喪主(葬祭を行った方)の口座情報がわかるもの(預金通帳等) ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国民健康保険の被保険者の方

国保年金課 給付管理係 資格課税係

後期高齢者医療の被保険者の方

国保年金課 高齢者医療年金係

第1庁舎1階 2番窓口 ☎ 043-443-1139

5. 年金の手続きについて

◇年金受給者が亡くなられたとき

年金受給権者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要となります。

<未支給年金請求>

年金を受給されていた方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金を未支給年 金として生計を同一にしていた遺族が請求することができます。

≪遺族の順位≫

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の3親等内の親族

『必要書類』

- ・死亡者の年金証書
- ・請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本(請求者が配偶者の場合は不要)
- ・請求者の預金通帳
- ・請求者のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(マイナンバーカード等)
- ・生計同一に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別住所の場合)
- ・代理人が手続きするときは、委任状と代理人の本人確認のできるもの

<年金受給権者死亡届>

年金を受給されていた方が亡くなられ、未支給年金の請求に該当しない方の場合、 年金受給権者死亡届が必要となります。

『必要書類』

- ・死亡者の年金証書
- ・亡くなられた事実がわかる書類(①~③のいずれか)
- ①住民票除票 ②戸籍抄本 ③死亡診断書の写し

◇年金加入中の方が亡くなられたとき

年金の加入状況等により、お手続きが必要になる場合がございます。

※お手続きの内容によっては、年金事務所、共済組合での手続きをご案内する場合もございます。 遺族年金の請求等、その他の手続きについては、年金事務所にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国保年金課 高齢者医療年金係 第1庁舎1階 2番窓口 **2** 043-443-1139

幕張年金事務所 2043-212-8621

6. 介護保険について

八街市の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証を持参のうえ、高齢者福祉課の窓口にお越しください。介護保険関係書類の送付先指定の手続きを行っていただく必要があります。また、介護保険料の精算や高額介護サービス費等の手続きが必要な場合がありますので、ご来庁の際は相続人の方の印鑑や口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢者福祉課 総合保健福祉センター1階3番窓口 043-443-1491

7. 65歳以上のみの世帯になった方

高齢者のみの世帯への支援として次の事業を実施しています。お問い合わせください。

- ①緊急通報装置の貸与(緊急時に容易に電話できる装置の貸与)
- ②配食サービス(週1回・安否確認をかねて昼食を配達)
- ③高齢者総合相談の実施

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢者福祉課 総合保健福祉センター1階 6番窓口 ☎ 043-443-1207



8. 障がい福祉の手続きについて

◇障害者手帳をお持ちの方

障害者手帳(身体・療育・精神)、自立支援医療受給者証返還の届出が必要となります。

[申請に必要なもの]

- 1. 障害者手帳、自立支援医療受給者証 2. 届出される方の印鑑
- ◇障害福祉サービスの利用者の方

障害福祉サービス受給者証の返還の届出が必要となります。

[申請に必要なもの]

1. 障害福祉サービス受給者証(水色・オレンジ色) 2. 届出される方の印鑑

◇重度心身障害者医療費助成制度を受けていた方

受給券返還の届出が必要となります。

[申請に必要なもの]

1. 受給券 2. 印鑑 3. 遺族代表の方の振込口座番号のわかる通帳またはカード

◇各種手当を受給されていた方

難病療養者見舞金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、 在宅重度知的障害者福祉手当、心身障害者扶養年金

[申請に必要なもの]

※手当の種類や亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。 詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

障がい福祉課 総合保健福祉センター1階 5番窓口 ☎ 043-443-1649

9. 亡くなられた方に児童がいる場合

◇子ども医療費助成受給券の手続き(保護者の変更、受給券の返納)

亡くなられた方に高校生以下のお子様がいる場合、お子様の保護者の変更手続きが必要になります。また、高校生以下のお子様が亡くなられた場合、受給券を返納していただく場合があります。

<手続き内容>

- ・亡くなられた方が保護者の場合・・保護者の変更
- ・亡くなられた方が高校生以下のお子様の場合・・子ども医療費助成受給券の返納

「必要なもの」

1.子ども医療費助成受給券 2.印鑑

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

健康増進課 総合保健福祉センター1階 4番窓口 **☎** 043-443-1631

- ◇お子様に関する各種手当を受給されていた方 (児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成受給券) 手当の種類や亡くなられた方によって手続きに必要なものが異なります。
- ◇保育園や児童クラブに通所のお子様の同居家族の方 亡くなられた方によって手続きが必要となる場合があります。
- ◇亡くなられた方に代わり、18歳以下のお子様を養育される方 ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。 該当の有無について、お早めに子育て支援課へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子育て支援課 総合保健福祉センター1階 2番窓口 **2** 043-443-1693

◇小中学生の保護者が亡くなられた場合

小中学生の保護者が亡くなられたときは、保護者変更等の手続きが必要になりますので、学校教育課へお問い合わせください。

なお、ご用意いただくものは特にありません。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

学校教育課 学務係 総合保健福祉センター3階 ☎ 043-443-1446

10. 税の手続きについて

◇亡くなられた方名義の口座から市税等の振替をされている方

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

納税課 管理係 第1庁舎1階 5番窓口 ☎ 043-443-1115

◇市民税・県民税 (住民税)

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっているため、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。ついては、相続人代表者指定(変更)届の提出をしていただく必要があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

課税課 市民税係 第1庁舎1階 4番窓口 ☎ 043-443-1116

◇固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人の中から納税通知書を管理 する代表者を指定していただく必要があります。相続登記が完了するまでは、相続人全員 の共有財産となりますので、相続人代表者指定(変更)届の提出をお願いします。

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。不動産を相続した方は3年 以内に相続登記の申請をお願いします。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

課税課 資産税係 第1庁舎1階 4番窓口 **2** 043-443-1116

10. 税の手続きについて

◇軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。また、所有されているオートバイ・軽自動車等の種別によって窓口が異なりますので、詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー 課税課 市民税係 第1庁舎1階 4番窓口 ☎ 043−443−1116

125ccを超えるオートバイ

関東運輸局千葉運輸支局 千葉市美浜区新港198番地 **☎** 050-5540-2022

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 千葉事務所 千葉市美浜区新港223番地8号 ☎ 050-3816-3114

11. 農地を所有している方が亡くなられたとき

農地を所有している方が亡くなられた場合、相続等で「農地」の権利を取得した方は、農業委員会に届出が必要です(農地法第3条の3第1項)。手続きの詳細については農業委員会事務局へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局 第3庁舎2階 **2** 043-443-1483

12. 亡くなられた方のお住まいについて

お住まいの方が亡くなられたことで、空き家となってしまった建物は、放置すると危険です。

空き家等は、個人の資産です。所有者や相続人には、空き家等を適切に管理する責務がある と定められています。

例えば、屋根や外壁、建具等が落下し、他人がけがをした場合、空き家の所有者や相続人の 責任となり、損害賠償を請求される可能性があります。

空き家等の所有者や相続人の方は、適正な管理をお願いいたします。

なお、遺産分割協議が未了のため相続人が決まっていない場合は、相続人全員が相続財産 に対する責任を負うことになります。

また、令和6年4月1日から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務化されました。(不動産の所有者がすでに亡くなられているにもかかわらず、登記申請をしていない場合も含まれます。)

※正当な理由なく登記申請をしない場合、10万円以下の過料が課せられる場合があります。 亡くなられた方の建物に関する各種相談窓口は、16ページのとおりです。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

都市計画課 第3庁舎 1階 ☎ 043-443-1430

亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合 各種手続きをおこなう必要がありますので、都市計画課までお越しください。

◇亡くなられた方が、市営住宅の契約者の場合

市営住宅から退去するための手続きが必要となります。市営住宅の退去手続きが完了するまでは、家賃等が発生し続けますのでご留意ください。

亡くなられた方と同居していた方が、引き続き市営住宅に入居し続けることを希望される場合は、市営住宅の契約を引き継ぐ手続きが必要となります。なお、原則として契約を引き継ぐことができるのは、配偶者の方のみとなります。

◇亡くなられた方が、 市営住宅の契約者以外の場合

戸籍や住民票の異動とは別に、異動届を提出する必要があります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。 都市計画課 市営住宅係 第3庁舎 1階 ☎ 043-443-1430

13. 八街市内の住宅にお住まいで亡くなられた方の遺品整理について

八街市内の住宅にお住まいで亡くなられた方の遺品をご遺族がクリーンセンターに直接搬入 される場合は、亡くなられた方と搬入者の関係がわかるものやごみの発生場所がわかる下記 のような書類が必要になります。

- ·戸籍謄本等
- ・運転免許証、マイナンバーカード等
- 固定資産税の納税通知書等

詳細については、クリーン推進課までお問い合わせください。

クリーン推進課 八街市用草500番地(クリーンセンター内) **2** 043-443-6937

MEMO	

関係団体名	相談窓口名	受付曜日・時間	連絡先	相談をお受け する内容
一般社団法人 千葉県宅地建物 取引業協会	不動産 無料相談所	毎週火・金曜日 10時~15時	043-241-6697	不動産に 関する 相談全般
公益社団法人 全日本 不動産協会 千葉県本部	不動産 無料相談所	予約制・毎月2回 第2月曜日及び 月末の月曜日 (年末は要確認) ◇10時~12時 ◇13時~15時	043-202-7511	宅地建物の 取引に 関わる相談
千葉司法書士会	ちば司法書士 総合相談 センター	予約制 毎週土曜日 ◇10時~12時 ◇13時~15時 ※祝日と重なる 場合は除く。	電話相談 043-204-8333	空き家の 相続、登記 に関すること
千葉県弁護士会	法律相談 センター 30分2千円	予約制 曜日・時間ともに 各相談センターへ ご確認ください。 ホームページから インターネット予約 も可能です。	千葉・東金 043-227-8954 船橋 047-437-3634 その他の 相談センターは ホームページで ご確認ください。	空 き家に関する 相続・共 隣 の 書 を 書 報 の き 審 筆 全 般 間 すること
一般社団法人 移住・住みかえ 支援機構	マイホーム借上制度相談	9時〜17時 (土曜・日曜・祝日を 除く)	03-5211-0757	相 き ず 活 度 き ず 活 度 す り す し を 賃 す り ま り ま り ま り こ と り こ と う こ こ と う こ と う こ と う こ と う こ と う こ と う こ と う と う

14. 上下水道をご利用の方へ

上下水道の使用者及び所有者が亡くなられた場合には届出が必要になります。使用者変 更等各種手続きを必ず行ってください。

(下水道料金のみの井戸をお使いの方は、人数変更の届出をしてください。)

詳しくは下記までお問い合わせください。

◎水道給水装置の所有者変更

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 八街営業所 (上下水道料金徴収委託会社)

住所:八街市八街ほ584番地5

2 043-443-5595

※電話でお手続きができます。

◎ 水道給水装置の所有者変更

八街市水道課

住所:八街市榎戸415番地

2 043-443-0677

※給水装置の所有者を変更する場合は、下記書類の提出が必要になります。 《水道使用者(所有者)変更届》 [添付書類]

・新所有者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本

◎ 下水道の使用人数変更

下水道課 第3庁舎2階

2 043-443-1440

15. 図書館をご利用されていた方

図書館を利用されていた方が亡くなられた場合、図書利用券の返納をお願いします。 また、返却されていない本等がございましたら、返却をお願いします。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

八街市立図書館

住所:八街市八街ほ800番地1

2 043-444-4946

16. 広報やちまた等が郵送されていた方

広報やちまた等を郵送でお受け取りされている方が亡くなられた場合は、郵送停止の連絡をお 願いします。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

秘書広報課 第1庁舎2階 ☎ 043-443-1112



17. お問い合わせ窓口一覧

お亡くなりになった方の住民票が八街市にあったときは、 すみやかに[**八街市役所**]へお届けください。

	該当事項	届出をする場所	連絡先	必要なもの
	国民健康保険の被保険者	国保年金課(第1庁舎1階(②番窓口)	443-1139	【国民健康保険喪失の届出と葬祭費の申請】 ①資格確認書等(お持ちの場合のみ) ②手続き者の本人確認書類 ※亡くなられた方が一人世帯ではなくて、かつ別世帯の方が手続きする場合は「委任状」が必要です。 ③葬儀の領収証または会葬礼状(喪主の氏名が記載されたもの) ④喪主の口座情報がわかるもの(預金通帳等)
	後期高齢者医療の 被保険者	国保年金課 (第1庁舎1階 ②番窓口)	443-1139	①後期高齢者医療資格確認書等 【葬祭費申請のため】 ②葬儀の領収証または会葬礼状 (喪主の氏名が記載されたもの) ③喪主の口座情報がわかるもの (預金通帳等) 【高額療養費申請のため】 ①相続人の印鑑 ②相続人の口座情報がわかるもの
3 C.	国民年金の受給者 国民年金の加入者	国保年金課 (高齢者医療 年金係) (第1庁舎1階 ②番窓口)	443-1139	国保年金課高齢者医療年金係か、 ねんきんダイヤル (☎ 0570-05-1165) または、 幕張年金事務所 (☎ 043-212-8621)等 お近くの年金事務所に お問い合わせください。

該当事項	届出をする場所	連絡先	必要なもの
介護保険の 被保険者	高齢者福祉課 (総合保健福祉 センター1階 ③番窓口)	443-1491	介護保険喪失の届出をしてください。 ①介護保険被保険者証 【高額介護サービス費等の手続きのため】 ②相続人の印鑑 ③相続人の口座情報のわかるもの (預金通帳等)
65歳以上のみの 世帯となった方	高齢者福祉課 (総合保健福祉 センター1階 ⑥番窓口)	443-1207	高齢者のみの世帯への支援として 次の事業を実施していますので、 お問い合わせください。 ①緊急通報装置の貸与 (緊急時に容易に電話できる 装置の貸与) ②配食サービス (週1回・安否確認をかねて 昼食を配達) ③高齢者総合相談の実施
障害者手帳 (身体·療育·精神)、 自立支援医療受給 者証所持者			障害者手帳返還の届出を してください ①障害者手帳、 自立支援医療受給者証 ②届出される方の印鑑
障害福祉サービス の利用者	障がい福祉課 (総合保健福祉 センター1階 ⑤番窓口)	443-1649	障害福祉サービス受給者証の返還 の届出をしてください。 ①障害福祉サービス受給者証 (水色、オレンジ色) ②届出される方の印鑑
重度心身障害者 医療費助成資格者			①受給券 ②印鑑 ③遺族代表の方の振込口座番号の わかる通帳またはカード
特別児童扶養手当 受給者			①手当証書 ②印鑑

③請求者の通帳

該当事項	届出をする場所	連絡先	必要なもの
・児童手当受給世帯 ・児童扶養手当 受給世帯 ・ひとり親家庭と なった世帯 (子が18歳以下)	子育て支援課 (総合保健福祉 センター1階 ②番窓口)	443-1693	子育て支援課へ お問い合わせください。
子ども医療費助成 対象者 (0歳~高校3年生)	健康増進課 (総合保健福祉 センター1階 ④番窓口)	443-1631	子ども医療費助成受給券の変更申 請書または返納届を提出してください。 ①子ども医療費助成受給券 ②印鑑
小中学生の保護者	教育委員会 学校教育課 (総合保健福祉 センター3階)	443-1446	保護者変更の届出をしてください。 (用意するものは特にありません。)
上下水道所有者、 使用者 または、 上下水道料金を口座	ヴェオリア・ジェ ネッツ株式会社 八街営業所 (上下水道料金 徴収委託会社)	443-5595	所有者、使用者または納付方法の各種変更について 下水道料金のみの井戸をお使いの方は人数変更の届出をしてください。
振替されている方	水道課	443-0677	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 八街営業所へお問い合わせ
	下水道課	443-1440	ください。
亡くなられた方 名義の口座から 市税等の振替を されている方	納税課 (第1庁舎1階 ⑤番窓口)	443-1115	市税等の納付方法について、 納税課へお問い合わせください。
市民税を 納付される方	課税課 (第1庁舎1階 ④番窓口)	443-1116	住民税を納付する方の届出を してください。 ①相続人代表者指定届 ②マイナンバーカード等の 本人確認できるもの

該当事項	届出をする場所	連絡先	必要なもの
市内に固定資産を 所有している場合 で亡くなられた年 に相続登記が完了 しない方	課税課 (第1庁舎1階 ④番窓口)	443-1116	固定資産税を納付する方の届出を してください。 ①相続人代表者指定届 ②マイナンバーカード等の 本人確認できるもの
市内に不動産を 所有する方	千葉地方法務局 佐倉支局	484-1222	相続登記等の手続きについて 千葉地方法務局佐倉支局に お問い合わせください。
原動機付自転車等 の所有者 (八街市ナンバー)	課税課 (第1庁舎1階 ④番窓口)	443-1116	名義変更または廃車の届出を してください。 ①マイナンバーカード等の 本人確認できるもの ②ナンバープレート(廃車する場合) ③標識交付証明書
軽自動車の所有者 (千葉ナンバー)	軽自動車検査協会 千葉事務所	050- 3816-3114	名義変更または廃車について、軽自動 車検査協会へお問い合わせください。
軽二輪・二輪の 小型自動車の所有 者(千葉ナンバー)	関東運輸局 千葉運輸支局	050- 5540-2022	名義変更または廃車について、 関東運輸局千葉運輸支局へ お問い合わせください。
《マイナンバー》 ・通知カード ・個人番号カード	市民課(第1庁舎 1階 ①番窓口)	443-1120	カードの返納について、 市民課へお問い合わせください。
八街市内在住宅の 遺品整理	クリーン推進課	443-6937	クリーン推進課へ お問い合わせください。
亡くなられた方の 飼い犬	環境課 (第3庁舎1階)	443-1406	登録変更について環境課へ お問い合わせください。
浄化槽管理者	印旛地域振興事務所地域環境保全課	483-1447	浄化槽管理者の変更について印旛 地域振興事務所地域環境保全課へ お問い合わせください。
八街市立図書館を 利用していた方	八街市立図書館	444-4946	図書館へお問い合わせください。
広報やちまた等が 郵送されていた方	秘書広報課 (第1庁舎2階)	443-1112	秘書広報課へご連絡ください。

18. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要が あります。
社員証等 (身分証明書) の返却	すみやかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から 貸与を受けていたものがある場合は返却し てください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失 しますので、資格喪失後は他の医療保険制 度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご 確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険 組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	お手続きについては最寄りの年金事務所へ お問い合わせください。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

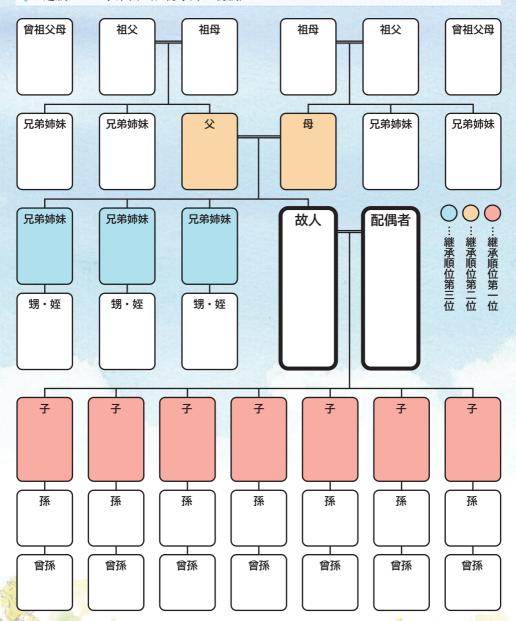
	,,	
項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書	1/4/19/1	
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

MEMO

	項目	期日	備考
V	相続人の調査・確定	ガスやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
✓	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索また は法務局で調査してください。公正 証書遺言は、お近くの公証役場で 検索してください。
V	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書 遺言の場合は、「未開封」の状態で 家庭裁判所の検認が必要となりま す。
\square	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
V	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を 行い、合意する必要があります。合 意後、金融機関や役所等へ提出す る為の遺産分割協議書の作成が 必要となります。

		期日	備考
V	相続登記の申請	3年以内	相続人が確定した不動産は相続登記をお願いします。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。詳しくは法務局にご確認ください。
V	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭 裁判所への申述が必要となりま す。申述書の作成等必要な対応が あるため、家庭裁判所にご確認くだ さい。
∨	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで 所得があった場合は、相続人が1月 1日から亡くなられた日までに確定 した所得金額及び税額を計算して、 相続の開始があったことを知った日 の翌日から4カ月以内に申告と納税 をしなければなりません。
☑	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

◇ご遺族メモ/家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

◇ご遺族メモ/故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動				
動産				
	A 1 144 FIR 6-		A 4	har also
式石	金融機関名	支店名	金額	備考
預貯金				
金				
7	名称		保管場所等	備考
その曲	117	14 H	71-1 2071 4	, and
他の資産				
産				
借、	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ロ				
· _□				
ン				
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
除·坦				
害保				
険	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公	圣 灰十 本 笛 ケ	1里块	又和並領	`m'-⁄5
公的年金				
金				
個	名称	番号・記号等	受給金額	備考
年金				
個人年金·企業年金				ria de
年金				

その他

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
✓	運転免許証返納		警察署	運転免許証
<u> </u>	パスポート返納		パスポートセンター 市民課	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
abla	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<u> </u>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
	NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
\checkmark	携帯電話解約	干奶に	各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービス等
<u> </u>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
V	自動車・バイク等の廃車		運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

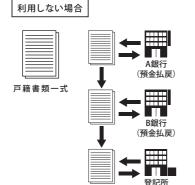
あなたの手続きを応援します,

法定相続情報証明制度

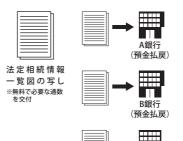
平成29年5月29日から、全国の登記所 (法務局) において、 各種相続手続きに利用することができる 「法定相続情報証明制度」 がスタートしました。 この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。 (**1)

(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、 時間短縮につなが ります。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。

(相続登記)



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本等を返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成等の手続 きは専門家(※2)に 依頼することも可 能です。

(※2)弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

容記所

(相続登記)

法務局ホームページ

検索

発 行 八街市編集/制作 株式会社鎌倉新書発 行 年 2025年10月作成

本誌に掲載されている広告について、八街市が特定の事業者を保証・推奨するものではありません。広告内容等についてのお問い合わせは、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。

